

# 食品安全委員会第751回会合議事録

1. 日時 令和元年7月30日（火） 14：00～15：08

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

- ・「JPBL003株を利用して生産されたβ-ガラクトシダーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「ORN-No.1株を利用して生産されたL-オルニチン塩酸塩」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「ジエトフェンカルブ」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「ピカルブトラゾクス」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「ベンチアバリカルブイソプロピル」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「ペンチオピラド」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「メチルテトラプロール」に係る食品健康影響評価について
- ・飼料添加物「*Aspergillus niger* LU17257株が産生する6-フィターゼを原体とする飼料添加物」に係る食品健康影響評価について
- ・遺伝子組換え食品等「GLU-No.10株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム」に係る食品健康影響評価について
- ・遺伝子組換え食品等「SKG株を利用して生産されたL-セリン」に係る食品健康影響評価について
- ・動物用医薬品「フロルフェニコール」に係る食品健康影響評価について

(3) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

- ・「フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤（フロルガン）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(4) その他

4. 出席者

(委員)

佐藤委員長、山本委員、川西委員、吉田（緑）委員、香西委員、堀口委員、  
吉田（充）委員

(事務局)

小川事務局長、小平事務局次長、矢田総務課長、中山評価第一課長、  
箴島評価第二課長、渡辺情報・勧告広報課長、池田評価情報分析官、  
秋元リスクコミュニケーション官、入江評価調整官

## 5. 配付資料

- 資料 1 - 1 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について<JPBL003株を利用して生産されたβ-ガラクトシダーゼ>
- 資料 1 - 2 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について<ORN-No. 1株を利用して生産されたL-オルニチン塩酸塩>
- 資料 2 - 1 農薬評価書（案）<ジエトフェンカルブ（第2版）>
- 資料 2 - 2 農薬評価書（案）<ピカルブトラゾクス（第2版）>
- 資料 2 - 3 農薬評価書（案）<ベンチアバリカルブイソプロピル（第7版）>
- 資料 2 - 4 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<ペンチオピラド>
- 資料 2 - 5 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<メチルテトラプロール>
- 資料 2 - 6 飼料添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<Aspergillus niger LU17257株が産生する6-フィターゼを原体とする飼料添加物>
- 資料 2 - 7 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<GLU-No. 10株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム>
- 資料 2 - 8 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<SKG株を利用して生産されたL-セリン>
- 資料 2 - 9 動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<フロルフェニコール>
- 資料 3 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について<フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤（フロルガン）>

## 6. 議事内容

○佐藤委員長 ただ今から第751回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第751回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○矢田総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は12点ございます。

資料1-1及び1-2が同じ資料名で「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について」、資料2-1が「農薬評価書（案）＜ジエトフェンカルブ（第2版）＞」、資料2-2が「農薬評価書（案）＜ピカルブトラゾクス（第2版）＞」、資料2-3が「農薬評価書（案）＜ベンチアバリカルブイソプロピル（第7版）＞」、資料2-4及び2-5が同じ資料名で「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、資料2-6が「飼料添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、資料2-7及び2-8が同じ資料名で「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、資料2-9が「動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、資料3が「肥料・飼料等専門調査会における審議結果について」、以上でございます。

不足の資料等ございませんでしょうか。

○佐藤委員長 よろしゅうございますか。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○矢田総務課長 事務局におきまして、平成30年7月2日の委員会資料の確認書を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○佐藤委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

（1）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について
-------------------------------

○佐藤委員長 それでは、議事に入ります。

「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について」です。

本件については、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されております。

それでは、担当の川西委員から説明をお願いいたします。

○川西委員 本日提出させていただきました審議結果は2つございます。私の方からその要約2つを簡単に説明させていただきます。

まず1つ目は、JPBL003株を利用して生産されたβ-ガラクトシダーゼについてでございます。

資料1-1の4ページの要約を御覧いただきたいと思っております。

本添加物は、*Bacillus licheniformis* Ca63株を宿主として、*Bifidobacterium bifidum* NCIMB 41171株由来のβ-ガラクトシダーゼ遺伝子及びタンパク質の分泌に関与する*prsA*遺伝子を導入して作製したJPBL003株を利用して生産されたβ-ガラクトシダーゼでございます。本添加物は、二糖中のβ-ガラクトシド結合を加水分解する酵素でございます。乳製品中の乳糖含量の低減を目的として使用される添加物です。

この添加物については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」に基づいて、挿入遺伝子の安全性、挿入遺伝子から産生されるタンパク質の毒性及びアレルギー誘発性等について確認した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断しました。

これについての詳細は、事務局から後で御報告いただきたいと思っております。

続いて、私の方から2つ目のものについても要約を説明させていただきます。説明の資料としては、資料1-2の2ページ目でございます。

ORN-No. 1株を利用して生産されたL-オルニチン塩酸塩についてです。

これは食品なのですが、本食品は、*E. coli* K-12株を宿主として、L-オルニチンの生合成及び糖の資化能に関与する遺伝子の挿入、L-オルニチンの分解に関与する遺伝子の置換等を行って作製されたORN-No. 1株を利用して生産されたL-オルニチン塩酸塩です。

L-オルニチン塩酸塩は、食品衛生法において食品添加物の指定がされていませんけれども、製造工程で最終的に生産菌及び発酵副生成物が除去され、高度に精製された非タンパク質性のアミノ酸で、塩酸塩の形で栄養補助食品として錠剤、飲料等の形態で用いられております。

このことから、本食品については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」に基づいて評価することが妥当と判断しました。この評価基準における主な確認項目としては、既存の製法である添加物と同様に、高度に精製されていること、2つ目、既存の非有効成分の含有量が安全性上問題となる程度にまで増加はしていないこと、3つ目は、有害性が示唆されるような新たな非有効成分は含有していないことです。その結果、この3つの項目は満たしているということで、安全性が確認されたと判断しました。

ただし、本評価はORN-No. 1株を利用して生産されたL-オルニチン塩酸塩のリスクが従来品に比して増加しないことを確認したものであり、本食品に関するリスク管理措置を講じる際には、事業者に対し、設定した製品規格の適合遵守に加えて、摂取上の注意事項の消

費者への提供、消費者の健康被害事例の収集等について、指導を徹底することが必要と考えます。

それでは、この2つのものについて、詳細等は事務局の方から説明をお願いします。

○池田評価情報分析官 それでは、資料1-1にお戻りいただきまして、5ページをお願いいたします。若干補足させていただきます。

まず、概要につきましては、先ほど御説明のとおりでございますので、割愛させていただきます。

その次の「Ⅱ. 食品健康影響評価」の第1. 1でございますけれども、本添加物の評価において比較対象として用いられている添加物について記載がございまして、基原は *Bacillus circulans* ということで、これからつくられるβ-ガラクトシダーゼということでございます。

6ページに行っていただきまして5. (1)を御覧いただきますと、こちらは評価対象の組換え添加物について記載がございすけれども、評価書中では、ここに記載のように製品名galT1というもので表記をしております。

次に7ページをお開きいただきまして、6. (1)に本件遺伝子組換え添加物と従来の添加物との相違について記載がされておりますけれども、本件添加物と従来の添加物であるβ-ガラクトシダーゼとの相違点につきまして、(1)にありますように、基原と至適温度、至適pHが異なるということでございます。

(2)の方には組換え体と宿主の相違について書いてございますけれども、生産菌には宿主にgalT1遺伝子を複数コピー導入しているということ。それによって、galT1生産性が獲得されているということと、菌体外分泌たんぱく質の分泌を高めるprsA遺伝子が導入されているという点、それから、galT1の生産性を高めるための複数遺伝子の欠失をさせている点が異なるということでございます。

これらのことから、比較対象となり得る添加物と従来の宿主があるという判断がされているということでございます。

次に第2. に参りますけれども、少し飛んでいただいて、9ページでございます。挿入遺伝子のアレルギー誘発性の検討の関係でございます。関連の項目は、9ページの(3)挿入遺伝子の機能に関する事項の項目に記載されております。

遺伝子産物であるgalT1、β-ガラクトシダーゼでございますけれども、これについては安全性評価基準に準じてアレルギー誘発性が検討されておまして、具体的には、まず、a. b. のところで書かれておりますように、挿入遺伝子の供与体である *Bifidobacterium bifidum* にはアレルギー誘発性を示唆する報告はないということと、産出するβ-ガラクトシダーゼにつきましても、アレルギー誘発性を示唆する報告はないということでございます。

それから、c. にありますのは人工胃液中及び人工腸液中での処理でどのように分解さ

れたかということなのですから、(a)の人工胃液中では10分以内と比較的速やかに分解されるということで、人工腸液中では6時間においても分解がされていないということでした。

次のページでございますが、10ページのd.にありますように、既知アレルゲンとの構造相同性を調べておきまして、アレルゲンデータベースを用いた検索の結果では、連続する80アミノ酸以上の配列で35%以上の相同性を示す既知のアレルゲン、あるいは連続する8アミノ酸配列が一致する既知のアレルゲンは検出されなかったということでございます。

また、*prsA*遺伝子からできるこのタンパク質につきましても同様に、構造相同性の検索を行っているということでございますが、相同性を示すアレルゲンはなかったということでした。

以上から総合的に判断して、挿入遺伝子産物はアレルギー誘発性を有する可能性は低いと考えられたということでございます。

次に11ページに行きまして、第4.6.にDNAの宿主への挿入方法がありますけれども、宿主ゲノムの複数の標的遺伝子座に、あらかじめ相同組換えによってインテグラーゼの認識部位を導入しておきまして、インテグラーゼ遺伝子あるいは*galTI*遺伝子などを挿入したベクターを導入しまして、インテグラーゼの作用によって標的部位に目的遺伝子を導入しているということでございます。

12ページに参りまして、第5.2.(2)では、挿入遺伝子断片とその宿主ゲノムとの接合部位において新たに生じるオープンリーディングフレームの有無が調べられております。連続30アミノ酸以上の562個のオープンリーディングフレームが見出されておりますけれども、これらについてアレルゲンデータベースあるいは毒性タンパク質データベースによる検索を行ったところでは、結果としてアレルギー誘発性毒性を有するタンパク質が含まれる可能性は低いという判断がされているところでございます。

以上の検討から、12ページの評価結果が示されておりますけれども、内容については、先ほど川西委員から御説明いただいたとおりでございます。

次に、1-2のオルニチンの評価書をお願いします。こちらは組換え微生物を利用して製造された食品ということでございます。

3ページの概要につきましては、先ほど御説明のとおりでございます。

評価につきましては、II.のところからでございます。

まず、柱書きが9行ほど書かれておりますが、こちらを御覧ください。先ほど申し上げましたように、遺伝子組換え微生物を用いて生産された食品ということなのですから、これも先ほど御説明がありましたように、製造過程で最終的に用いた組換え微生物は除去されているということでございます。

組換えDNA技術を応用して得られた微生物を使いまして製造された食品の評価については、ここに記載の安全性評価基準が定められておりますけれども、4行目に「基本的な考え方に従い」と書いてございます。これは基準の中の第4という項目の「安全性評価の原

則と基本的な考え方」で述べられている事項を指しておりまして、具体的に申しますと、食品の製造に使った組換え体が最終的に製造過程で除去されることも多いということから、組換え体の微生物を利用して製造された食品については、生きた組換え体の残存の有無に応じた安全性評価を行うことが合理的と考える旨が記載されています。

それも踏まえまして、この食品につきましては、生産菌が除去されていることが確認されているほかに、晶析を経て高度に精製されているということもございまして、さらに非タンパク質性のアミノ酸ということを勘案して、専門調査会で評価の方法について議論がありましたけれども、最終産物を比較対象とされた既存の食品と比較することによって、評価をすることが適切であると判断がされたということとでございます。

また、評価に当たりましては、ここに記載のとおり、高度精製の考え方を準用することが可能と判断されたということとでございます。

以上を踏まえまして評価がされたということなのですが、中身は第1. から記載がございます。

比較対象としました食品について、1. で記載をしております。比較対象になった市場流通品というのは特定の他社製品でございまして、シェアの大きい流通品であることを確認しているということを申請者から聞いております。今回のL-オルニチン塩酸塩につきましては、既存のL-オルニチン塩酸塩と比較した場合の安全性が同等であるかどうかという評価になっているということとでございます。

ここに記載のとおり、今回のL-オルニチン塩酸塩は、公定書収載のアミノ酸類と同様の項目、純度の自主規格を設定しておりまして、この自主規格によって管理されるということになっております。

用途、使用形態は、従来のもと同様ということとでございます。

第2. としましては、最終産物の精製度、非有効成分の評価などが記載されております。

1. の精製方法につきましては、ここに記載のように生産菌、発酵副生成物が除去されて、晶析により高度に精製されているということとでございます。

2. に非有効成分の記載がございまして、タンパク質については検出限界未満、公定書規格に準じて設定された自主規格への適合が確認されているということで、含量は99.0%以上、101.0%以下とされております。

(3) アミノ酸分析とHPLC法、2報での分析の結果としまして、従来品に存在しない不純物はなかったということとございました。また、従来品に存在する不純物については、最大含有量を超えるものではなかったということとございました。

「3. その他」として書かれておりますのは、最終産物の評価をもって必要な知見を得られているという判断になっておりますけれども、組換え体に関する提出資料もございまして、こちらについても確認をしたところ、安全性が懸念される事項は認められていないということが書き添えられているということとでございます。

以上を踏まえまして評価結果につきましては、先ほど御説明があったとおりでございます。

す。

以上2件につきましては、御了承いただけましたら、明日から8月29日までの30日間、御意見・情報の募集を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしゅうございますか。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとしたいと思っております。

## (2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○佐藤委員長 次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」であります。

まず、農薬3品目、ジエトフェンカルブ、ピカルブトラゾクス及びベンチアバリカルブイソプロピルに関する食品健康影響評価についてであります。

本農薬3品目については、本年4月23日の第740回委員会会合において厚生労働省から評価依頼があった際に、本委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しているため、平成21年10月8日付の委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」に基づき検討を行い、委員会において審議し、必要に応じて評価書を改定することとしておりました。本日、その審議を行いたいと思っております。

まず、担当の吉田緑委員から説明をお願いいたします。

○吉田（緑）委員 分かりました。

本件につきましては、本委員会で御審議をしていただくために、この3農薬、ジエトフェンカルブ、ピカルブトラゾクス、ベンチアバリカルブイソプロピルの資料を2-1から2-3まで御用意しております。

評価依頼があった際の会合で御説明したとおり、今回新たに提出された資料の内容からは、新たに一日摂取許容量や急性参照用量などの安全性について懸念をさせるような知見は認められておらず、評価結果に変更はございません。

詳細につきましては、事務局から御説明をよろしく申し上げます。



○中山評価第一課長 それでは、資料2-1から2-3をお願いいたします。

まず、資料2-1、ジエトフェンカルブでありまして、第2版でございます。

4ページをお開きいただければと思いますが、今回、はくさい、レタス等への適用拡大ということで、本年4月に評価要請があったということでございます。

8ページをお開きください。構造式が示されておりまして、*N*-フェニルカーバメート系の殺菌剤ということでございます。ADI、ARfDは既に設定されておりまして、作物残留試験の結果のみが追加されたということです。

その関係のところでございますけれども、24ページをお開きください。作物残留試験の結果の一部の記載が変更になっておりまして、最大残留値の記載が変更になっております。下から4行目の「また」からのところですが、最大残留値は、にら（茎葉）の14.1 mg/kgとなったという記載の変更であります。

さらに、25ページに推定摂取量の部分が表18のところですが、計算がし直されているということで数値が変更になっているということであります。

41ページ以降、食品健康影響評価の結果がまとめられておりますけれども、追加データの記載ですとか最大残留値の記載の一部変更のほかは、ADI、ARfDの評価の変更はございませんというものでございます。

次に、資料2-2、ピカルブトラゾクスであります。

これにつきましては、第2版ということで、3ページを御覧いただきますと、今回、ねぎ、ピーマン等への適用拡大ということで、これも本年4月に評価要請がされております。

6ページを開いていただきますと構造式が示されておりまして、テトラゾール誘導体の殺菌剤ということになります。

これについても作物残留試験の結果のみが追加されたということですが、記載の変更の部分については34ページです。本剤につきましては、特段、最大残留値等の記載の変更はございませんということです。

その下に推定摂取量の部分で表28がありますけれども、その結果は計算し直されているということであります。

52ページ以降に食品健康影響評価のまとめがございますけれども、追加データの記載の部分が変更になっただけで、ADI、ARfDの評価は変更がないということであります。

次に、資料2-3、ベンチアバリカルブイソプロピルであります。

今回、第7版ということで、5ページを開いていただきますと、レタス及び非結球レタスの適用拡大ということで、これも本年4月に評価要請がございました。

10ページを開いていただきますが、構造式が示されておりまして、アミノ酸アミドカーバメート系殺菌剤ということであります。

これもまた同様であります。作物残留試験の結果のみが追加されておりまして、23ページをお開きいただきますと、一部記載の変更がありまして、作物残留試験の4行目、5行目にかけてありますけれども、最大残留値がリーフレタスの5.00 mg/kgとなったという部

分の記載が変更されています。

さらに、推定摂取量が24ページ、表7にあります。この表の数値も計算し直されていて、変更になっているということでもあります。

43ページ以降もこれまた同様で、2行目の追加データの記載とか、中段の最大残留値の記載が変更されているのみでございまして、ADI、ARFDの評価は変更がないという結果でございます。

以上、3剤でありまして、既存の評価結果に影響を及ぼすものではないという評価書案でございますので、本案件に関しましては、食品安全委員会決定に基づきまして、国民からの意見・情報の募集を行うことなく、改定後の評価書をリスク管理機関に通知したいと考えている案件でございます。

説明は以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

それでは、本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、すなわちジエトフェンカルブのADIを0.42 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARFD）を2 mg/kg 体重と設定する。ピカルブトラゾクスのADIを0.023 mg/kg 体重/日、ARFDは設定する必要がないと判断した。ベンチアバリカルブイソプロピルのADIを0.069 mg/kg 体重/日、ARFDは設定する必要がないと判断したということによろしゅうございますか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

続きまして、残りの農薬2品目、ペンチオピラド及びメチルテトラプロールに関する食品健康影響評価についてであります。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○中山評価第一課長 それでは、資料2-4、2-5を御用意いただければと思います。

まず、2-4、ペンチオピラドでありまして、今回、第5版ということになります。

4ページをお開きいただきますと、今回、小麦の適用拡大ということでの評価要請で、調査会での審議を経まして、5月に食品安全委員会での報告、その後30日間の国民からの

意見・情報の募集を行った上で、7月の幹事会に諮った上で、本日という経緯でございます。

9ページを開いていただきますが、構造式が示されておまして、カルボン酸アミド系殺菌剤ということでございます。

今回、本剤につきましては、ヤギ、ニワトリの動物体内運命試験ですとか、ウシ、ニワトリの畜産物残留試験などが追加提出されたということで、畜産物中の暴露評価対象物質と急性参照用量の部分を中心に御審議いただいたということになるかと思えます。その結果としては、食品健康影響評価のまとめが59ページにありますけれども、60ページの中あたりで、畜産物中の暴露評価対象物質をペンチオピラド及び代謝物A-3と設定したというところですか、あるいはその下にありますように、急性参照用量としてラットを用いた急性神経毒性試験の結果をもとにしまして1.2 mg/kg 体重を急性参照用量と設定したという部分が、今回新しく評価が加わったところでございます。

これにつきまして、パブコメを実施しましたところ、一通の御意見をいただいたということで、最後のところを御覧いただければと思います。1つ、いただいた意見の内容につきましては、発がん性試験におきまして、ラットで甲状腺ろ胞細胞腺腫、マウスで肝細胞腺腫の発生頻度の増加が認められたということで、それは腫瘍発生機序が遺伝毒性メカニズムとは考えがたく、評価に当たり閾値を設定することが可能であると考えられたとしているのけれども、遺伝毒性メカニズムの可能性を100%否定できないのですから、残留は一切禁止すべきではという御意見をいただいたということでございます。

これに対して回答といたしましては、ペンチオピラド原体の遺伝毒性試験におきましては、CHL細胞を用いた染色体異常試験では、代謝活性化系存在下で陽性の結果が得られましたが、この染色体異常は強い細胞毒性が見られる濃度でのみ増加であったということ。さらに、マウスを用いた小核試験及びラット肝細胞を用いたUDS試験の結果が陰性であったことから、ペンチオピラドに生体において問題となる遺伝毒性はないものと考えたということでもあります。

さらに、発生機序の検討試験の結果がある訳です。それぞれラットで認められました甲状腺ろ胞細胞腺腫ですとかにつきましては、甲状腺刺激ホルモン分泌が持続的に亢進した結果、誘発されたものと考えられたということが発生機序検討試験の結果から考察されておりますし、さらに、マウスの幹細胞腺腫につきましては、ペンチオピラドはフェノバルビタール様の肝薬物代謝酵素誘導能を有して、投与初期において幹細胞の増殖活性を亢進すると考えられるというような知見も得られているということを全体として検討した結果、閾値は設定することが可能であると考えたというようなことを回答とさせていただいているということです。

今回、食品安全委員会農薬専門調査会は、ADI、ARfDに基づき適切なリスク管理が実施されれば、本剤の食品を介した安全性は担保されると考えますということです。また、いただいた御意見はリスク管理にも関係することから、農林水産省及び厚生労働省にも情報提

供いたしますとしています。

次に、資料 2-5、メチルテトラプロールでありまして、これについては初版であります。

3 ページに経緯がございますが、てんさい、りんごなどを適応とした新規申請に伴っての評価要請で、経緯は先ほどと同じでございます。

6 ページに構造式が示されておりまして、テトラゾリノン骨格を有する殺菌剤ということでもあります。

初版ということで、全般的に評価が行われたということではありますが、最終的な結論といたしましては、45ページから食品健康影響評価がまとめられておりまして、46ページに暴露評価対象物質としては、農産物、畜産物及び魚介類中の暴露評価対象物質を親化合物のみと設定するですとか、あと、各種毒性試験の無毒性量の結果から、ウサギを用いた発生毒性試験の結果を根拠としまして、2.5 mg/kg 体重/日とした。さらには、急性参照用量は設定する必要がないという評価がされたということでございます。

これにつきまして、パブコメを実施したところ、最後から3枚目がございますが、2通いただいております。

まず意見1ですけれども、1つ目は、急性神経毒性試験で投与8日後以降に振戦や着地開脚幅増加が認められているが、これらは投与1日後、 $T_{max}$ で見られなかったことから毒性ではないとしていると。これについて、投与14日後まで検査をする意味を否定しているような気がするという御意見。

もう一つ、着地開脚幅増加につきましては、1,000 mg/kg以上で統計的に有意差があり、かつ背景データを超えているにもかかわらず、対照群が背景データより低かったという理由から毒性影響ではないとしていると。施設の通常値より対照群の値が低かったのなら、投与群も含めて本試験全体で下がるのではないかと。かなり明確な増加が認められているのではないかと御意見であります。

これに対する回答につきましては、その右側でございまして、ラットを用いた急性神経毒性試験で投与8日及び15日に振戦の増加傾向が認められたのですけれども、投与8時間後、 $T_{max}$ 付近では増加傾向が認められないこと、さらにそれに加えて対照群でも投与15日に10分の2例で認められていることすとか、試験実施施設における背景データでも4試験中1試験で投与1日に10分の2例認められているということ。それらを総合的に判断して、毒性所見としませんでしたという答えです。

2つ目につきましては、投与8日で認められた背景データを上回った着地開脚幅増加につきまして、対照群の値が背景データを下回っていたことに起因しまして、統計学的有意差がついたと考えられることのほか、投与1日及び15日では、統計学的有意差はなく、所見の発現が一時的であることから、毒性所見とはしなかったということでございます。また、急性毒性試験ですとか反復投与毒性試験の結果でも、神経毒性は認められなかったということをつけ加えさせていただきます。

意見1の2つ目ですけれども、ラットの90日間亜急性毒性試験でいずれの投与群においても毒性影響は認められなかったという記載がある。腎臓で見られた影響が雄ラットに対しては毒性があるのは事実であることから、本試験において、人に対して毒性学的意義のある影響は認められなかったということではないのかということです。あと、一般論として、無毒性量については、その試験における試験動物に対する無毒性量なのか、その試験で得られた無毒性量のうち人に関連する無毒性量なのかという御質問です。

1つ戻っていただきまして回答ですけれども、ラットを用いた90日間亜急性毒性試験のところで、雄で腎絶対及び比重量増加、並びに、腎近位尿細管上皮好酸性滴状物が認められたということですが、これは免疫組織化学的検査の結果、増加した好酸性滴状物は $\alpha_{2u}$ -グロブリンの蓄積によるもので、これは雄ラット特有の沈着物であることから、これらの腎臓の変化のヒトに対する毒性学的意義は低いと判断したということでありまして、当該試験における毒性所見とはしませんでしたということです。一般論としての各試験の無毒性量はヒトに対する毒性学的意義も考慮して決定しておりますという答えになっております。

3つ目としては、イヌを用いた1年間の試験について、慢性的な毒性を把握できると考えているのかということです。

これについてのお答えは、食品安全委員会ではリスク管理機関で提出すべき資料というのが定められておりますが、その試験成績に基づいて食品健康影響評価を行っておりますということ。さらに、今回のメチルテトラプロールにおいては、イヌの1年間の慢性毒性試験、ラットの2年間の試験、マウスを用いた18カ月間の発がん性試験、これらに基づき慢性毒及び発がん性の有無に対する評価を行ったということでございます。

イヌの慢性毒性試験の取り扱いについては、既に農薬専門調査会決定がございますので、これを御参照くださいということで、御紹介しています。

次に4つ目ですけれども、ラットの2年間慢性毒性／発がん性試験で認められた尿蛋白の増加について、これが小さい変化なのかどうかということでございます。

これにつきましては、回答としましては、この変化の程度は小さくて、データのばらつきが大きいことも考慮して、毒性所見とはしませんでしたといった回答となっております。

5つ目、植物固有の代謝物Aについては、暴露評価対象物質としていないけれども、急性毒性は親化合物より強いことから、評価対象に加えるべきではないのかということ。さらには代謝物Aについて、急性経口毒性試験の無毒性量が300 mg/kgであるので、ARfDの設定を検討すべきではないのかという御指摘です。

これについての回答は、代謝物Aは植物中で10%TRRを超えて認められ、ラットにおいて認められていないということですのでけれども、1つ目の理由としては、作物残留試験における残留値は親化合物と比べて低い。相当量の残留はないと考えられたことというのが大きな一つの理由でございます。

加えて、代謝物Aを用いたラットの90日間の亜急性毒性試験の結果についてですが、主

に肝臓で認められて、親化合物を用いた反復投与毒性試験で認められた所見と同様ということと、高用量投与群で認められた貧血の程度は弱く、毒性について特段の懸念はないと考えられたということを理由といたしまして、既に農薬専門調査会の決定で暴露評価物質の対象の考え方が示されておりますけれども、この考え方に基きまして、暴露評価対象物質は親化合物のみということで、ADI及びARfDの設定の検討を行ったというお答えとしております。

2つ目の意見2ですけれども、評価第二部会の2日前に追加資料が提出されているようだ。通常、部会で審議を行って不足資料等があった場合に追加資料の提出を求めるのではないのか。評価の透明性を高めるためにも、優先審査に該当したからといって、審査プロセスを変更すべきではないと思いますという御意見です。

これについては、今回のメチルテトラプロールにつきましては、優先審査に該当するものとしてリスク管理機関から評価要請を受けたものではありませんということです。一般的な審議ですけれども、審議が効果的・効率的に行われるように、事前に評価書案のたたき台を専門委員に送付して確認を行った上で審議を行っていただいている訳ですけれども、今回、調査会審議においては専門委員から事前に寄せられた意見及びリスク管理機関から提出された考察資料等を全ての委員で共有していますという状況です。

今回の追加資料提出につきましては、ラットを用いた90日間亜急性毒性試験において認められました甲状腺ろ胞細胞肥大に関しまして、肝細胞肥大との関連も含めて、代謝物A投与による作用機序の考察が必要であるという意見が寄せられたということで、これに対する回答をいただいた訳ですけれども、それとともに、その考察資料のほか、代謝物Aの甲状腺ろ胞細胞肥大機序検討試験成績というのが追加で提出されたということでありまして、その2日後に追加資料が提出されたという経緯はこういうことにあったということでございます。

議論の内容につきましては、議事録で公開しておりますし、また、農薬専門調査会の運営についても既に公表しております、評価手続の透明化は図っておりますという答えにしております。

パブコメについては以上ですけれども、最後に、農薬、メチルテトラプロール評価書におきまして一部記載の誤りがあったということで、一部記載整備ということで変更をさせていただきたいということをつけ加えさせていただきたいと思っています。

以上でありまして、よろしければ、評価書案の内容のとおり、リスク管理機関に通知したいと考えているというものでございます。

以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

それでは、本件については、農薬専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちペンチオピラドのADIを0.081 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を1.2 mg/kg 体重と設定する。もう一つ、メチルテトラプロールのADIを2.5 mg/kg 体重/日と設定し、ARfDは設定する必要がないと判断したということによろしゅうございますか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

続きまして、飼料添加物1品目に関する食品健康影響評価でありまして、本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の процедураが終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○箆島評価第二課長 それでは、お手元の資料2-6に基づきまして説明をいたします。

1枚おめぐりください。Aspergillus niger LU17257株を利用して生産する6-フィターゼを原体とする飼料添加物の評価書案でございます。

2ページ目をお願いいたします。審議の経緯です。本件は、6月18日の第746回「食品安全委員会」に御報告した後、翌日から30日間、国民からの意見・情報の募集を行いました。

4ページ目をお願いします。「I. 評価対象飼料添加物の概要」です。

「2. 原体等の名称等」ですが、原体は6-フィターゼ濃縮物、有効成分はフィターゼLU17257、酵素名は6-フィターゼです。1. に用途、3. に原体の製造方法の概要、4. に賦形物質等がそれぞれ記載されています。

5ページ目の「6. 使用目的及び使用状況」をお願いします。第1段落です。フィターゼは、フィチン酸を分解して無機リン酸を遊離する酵素群の総称であり、飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進を目的として、豚、鶏及び産卵鶏の飼料に添加して使用されます。

下から2段落目ですが、日本では1996年以降、フィターゼが飼料添加物として指定されてきており、食品添加物として指定されているものもあります。海外においてもフィターゼは飼料添加物または食品添加物として使用されています。

5ページの最後の段落から次のページにかけてですけれども、本フィターゼは、遺伝子組換え技術を用いて生産していることから、農林水産省から遺伝子組換え飼料添加物の安全性に関しても評価要請がなされ、本年5月27日付で評価結果を通知しています。

13ページをお願いします。「IV. 食品健康影響評価」です。

この第2段落目が遺伝子組換え物質に関する評価の記載でして、当該飼料添加物を摂取した家畜に由来する畜産物についての安全上の問題はないとしています。

第3段落をお願いいたします。本飼料添加物製剤に含まれている賦形物質等は、その使

用状況及び既存の評価並びに本製剤の用法・用量を考慮すると、本製剤の含有成分として摂取した場合のヒトへの健康影響は無視できる程度と考えたというものです。

第4段落は、フィターゼLU17257原体を用いた遺伝毒性試験についての記載でして、フィターゼLU17257には、飼料添加物として用いる限りにおいて、生体にとって特段問題となる遺伝毒性はないと考えたというものです。

第5段落では、ラットの90日間亜急性毒性試験において、フィターゼLU17257原体の投与による毒性所見が見られなかったことから、本試験におけるNOAELは投与最高用量である15,000 mg/kg 飼料と判断されました。

第6段落では、本飼料添加物製剤を用いた豚及び鶏の耐容試験についてでして、推奨用量の50から500倍量を混餌投与しましても、投与による毒性影響は見られませんでした。

以上のことから、*Aspergillus niger* LU17257株が産生する6-フィターゼの濃縮物を原体とする飼料添加物は、飼料添加物として適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えたとされました。

この案につきまして、6月19日から7月18日までの30日間、国民からの意見・情報の募集を行いましたところ、1件御意見がございました。後ろから2枚目のページをお願いいたします。

いただいた意見・情報につきましては、遺伝子組換え物質の飼料添加物への使用を認めることに反対という御趣旨の御意見でございます。

これに対する肥料・飼料等専門調査会の回答ですが、食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正にリスク評価を行っていること。飼料添加物については、食品安全委員会が決定した「飼料添加物に関する食品健康影響評価指針」に基づき、評価対象物質、代謝物及び分解物の食品への残留性、毒性試験成績等の情報に基づき、食品を介したヒトへの健康影響について科学的かつ総合的に評価を行っており、当該評価結果に基づくリスク管理が実施されれば、食品を介した安全性は担保されるものと考えられること。

加えて、なお書きですが、遺伝子組換え飼料添加物については、食品安全委員会決定の「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき、宿主や挿入遺伝子の安全性、挿入遺伝子から産出される可能性のある有害タンパク質等について検討し、新たな有害物質が生成されないことを確認していること、及び、遺伝子組換え飼料添加物の使用に関する御意見ですので、これはリスク管理に関するものと考えられることから、農林水産省にお伝えするというものでございます。

最後のページに、評価書の文言について記載整備を行いたいと考えております。よろしければこのように修正させていただきたいと考えております。記載に不備がございまして、申し訳ございませんでした。

本件につきましては、よろしければ、肥料・飼料等専門調査会の結論をもって、リスク管理機関に通知したいと考えております。



説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

それでは、本件については、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち *Aspergillus niger* LU17257株が産生する6-フィターゼの濃縮物を原体とする飼料添加物は、飼料添加物として適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えたということによろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

続きまして、遺伝子組換え食品等2品目に関する食品健康影響評価についてであります。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手續が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○池田評価情報分析官 それでは、資料2-7をお願いいたします。GLU-No. 10株を利用して生産されたLグルタミン酸ナトリウムでございます。

まず、1ページに審議の経緯がございますけれども、本件遺伝子組換え添加物につきましては、6月11日の食品安全委員会におきまして、専門調査会での審議結果案の報告について審議がございまして、6月12日から7月11日まで、御意見・情報の募集を行った案件でございます。

3ページに概要がございますけれども、GLU-No. 10株につきましては、既に安全性の評価を終了したNo. 6株にL-グルタミン酸生合成に関与する遺伝子のプロモーター配列の改変及びL-グルタミン酸の代謝に関与する遺伝子の欠失を行って作製した株ということでございます。

評価につきましては、その下の3.のところから最後まで記載されておりますけれども、結果として安全性が確認されたという御判断をいただいているものでございます。

意見・情報の募集結果につきましては、最後のページにございます。1件御意見をいただいております。

御意見の内容でございますが、グルタミン酸ナトリウムについては添加物として使用されているということで、本件も問題ないとみなされていますが、改めてグルタミン酸ナトリウム自体の安全性を確認しなくていいのでしょうかという御意見でございます。

回答でございますけれども、本添加物については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」の附則に基づきまして、安全性が確認されたという判断をしておりますけれども、食品衛生法で認められている添加物と比較して、組換えDNA技術の応用に起因する有害成分が存在しないことを確認しているということでございます。

つまり、このような評価を行っているということで方法について説明をさせていただいた上で、この比較対象になっているL-グルタミン酸ナトリウムというのが第9版の食品添加物公定書に収載された指定添加物に該当しております、食品添加物としての使用が認められているものだという説明をさせていただいて、回答とさせていただいております。

その次に、資料2-8をお願いいたします。SKG株を利用して生産されたL-セリンでございます。

審議の経緯は、先ほどと同様でございます。

3ページをお開きいただきますと、概要がございますけれども、本添加物につきましては、大腸菌のKY8227株を宿主としまして、2012年に安全性評価を終了したBDS株というものに、L-セリンの生合成に関与する遺伝子の導入及び変異、欠失等を行いまして生産されたL-セリンでございます。

評価につきましては、その下でございますけれども、ここに記載の考え方にに基づきまして、安全性が確認されたと御判断いただいているものでございます。

御意見・情報の募集結果につきましては、最終ページでございます。1件いただいております。

御意見の概要でございますけれども、従来のセリンには検出されない2つの不純物ピークが観察されたことにつきまして、少量であっても不純物があった以上、健康影響を確認すべきではないかといった御意見でございます。

回答でございますけれども、この添加物については、ここに記載の安全性評価の考え方に基づいて、安全性が確認されたと判断しましたという御説明をしまして、その中で従来のセリンには検出されない御指摘の不純物については、ここに記載の3つ、1つとしては含有量が極めて微量であるということ。それから2つ目としましては、安全性が確認されていて、食品添加物製造への安全な利用経験がある宿主を利用しているということ。3つ目としましては、従来品と同様の工程によって本添加物を製造していることなどの理由から、有害性が示唆される成分だとは考えられないという判断があったということを説明しております、それとL-セリンの一日摂取量も勘案して、この量は安全性上の懸念をもたらすものではないと考えましたということを御説明して、回答とさせていただいております。

以上2件につきましては、よろしければ、専門調査会の評価書案及び結論を変更することなく、関係機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちGLU-No. 10株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム及びSKG株を利用して生産されたL-セリンについては、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」の附則「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」に基づき、安全性が確認されたと判断し、本添加物については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」による評価は必要ないと判断したということによろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

続きまして、動物用医薬品1品目に関する食品健康影響評価であります。

本件は、専門調査会における審議が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○箆島評価第二課長 それでは、お手元の資料2-9をお願いいたします。

1枚おめくりください。動物用医薬品フロルフェニコールの評価書、第3版の案でございます。

3ページ目をお願いいたします。審議の経緯です。動物用医薬品のフロルフェニコールは、2007年及び2015年に評価結果を厚生労働省に通知しています。今回は、後ほど御審議いただきます動物用医薬品フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(フロルガン)の農林水産省からの評価要請に伴い、第2版の評価書に試験の追記等を行っているものです。

8ページ目をお願いいたします。「I. 評価対象動物用医薬品の概要」です。

用途は合成殺菌剤であり、6. に構造式をお示ししています。

「7. 開発の経緯及び使用状況等」をお願いいたします。フロルフェニコールは、チアフェニコール系合成抗菌性物質で、細菌のタンパク質合成を阻害します。

最後の行から9ページにかけてですが、本剤を主剤とする動物用医薬品は、国内外において、牛、豚、鶏といった家畜のほか、一部の魚類にも使用されています。ヒト用の医薬品としての販売はございません。

今回は第3版ですので、新たに追記した試験を中心に御説明いたします。

10ページから「Ⅱ．安全性に係る知見の概要」を記載しております。

「1．薬物動態試験」ですが、今回新たに12ページの（7）薬物動態試験（牛⑤）、次のページの（8）薬物動態試験（牛⑥）を、また、それぞれの薬物動態パラメーターを表4、表5として追記しております。

14ページ目から「2．残留試験」の記載でございますが、16ページの（6）残留試験（牛④）及び17ページの（7）残留試験（牛⑤）を、また、それぞれの組織残留量を表7、表8として追記しております。

いずれの試験におきましても、投与35日後には、肝臓等を除き定量限界未満となっております。

30ページから「Ⅳ．食品健康影響評価」ですが、31ページをお願いいたします。「ADI設定について」でございますが、フロルフェニコールのADIを0.01 mg/kg 体重/日とするという結論に変更はございません。

動物用医薬品フロルフェニコールの改版につきましては、評価結果に変更がないことから、委員会決定を踏まえまして、国民からの意見・情報の募集は行わず、この結論をリスク管理機関に通知したいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしゅうございますか。

それでは、本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、すなわちフロルフェニコールの許容一日摂取量（ADI）を0.01 mg/kg 体重/日と設定するというところでよろしゅうございますね。

### （3）肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

○佐藤委員長 次の議事でございます。

「肥料・飼料等専門調査会における審議結果について」です。

本件については、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されております。

まず、担当の山本委員から説明をお願いいたします。

○山本委員 資料3を御用意ください。フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤（フロルガン）について、要約に基づいて審議結果を御説明します。

3ページを御覧ください。

本製剤の主剤であるフロルフェニコールは、先ほど御審議いただいたとおり、ADIが0.01 mg/kg 体重/日と設定されています。本製剤に含まれる添加物は、その使用状況及び既存の評価並びに本製剤の用法・用量を考慮すると、本製剤の含有成分として、対象動物に使用された場合におけるヒトへの健康影響は無視できる程度と考えました。

牛を用いた残留試験におきましては、投与後35日における残留平均濃度は、肝臓中における0.4788  $\mu$ g/gでした。

対象動物に推奨用量を投与した安全性試験では、一般状態及び投与部位においては、本製剤に関連する異常所見は見られませんでした。

以上のことから、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えました。

なお、本製剤の使用に当たっては、フロルフェニコールがチアンフェニコール系合成抗菌性物質であることから、今後実施される予定の薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価に留意する必要があるとしております。

補足の説明を事務局からお願いいたします。

○箴島評価第二課長 それでは、引き続き、資料3に基づきまして、補足の御説明をいたします。

2 ページ目をお願いいたします。審議の経緯です。第743回「食品安全委員会」会合での要請事項説明、第146回「肥料・飼料等専門調査会」での調査審議を経まして、本日、御報告するものです。

4 ページ目をお願いいたします。「I. 評価対象動物用医薬品の概要」です。本製剤は、注射液1 mL中にフロルフェニコールが300 mg含まれています。牛の細菌性肺炎を適応症としており、体重1 kg当たりフロルフェニコール30 mgを単回頸部筋肉内投与します。

本製剤には、添加剤として、抗酸化剤、緩衝剤、懸濁化剤、湿潤剤及び保存剤が含まれています。

「5. 開発の経緯及び使用状況」をお願いいたします。本製剤は、欧米諸国で牛及び豚用に承認・販売されています。ヒト用医薬品としての販売はありません。

今般、本製剤の製造販売承認申請がなされたことに伴い、農林水産省から食品健康影響評価の要請がなされました。

5 ページ目に「II. 安全性に係る知見の概要」を記載しています。

「1. 主剤及び添加剤」ですが、主剤であるフロルフェニコールは、先ほど御審議いただきましたように、ADIが0.01 mg/kg 体重/日として設定されています。

使用されている添加剤に関する情報を第3段目以降に記載しております。結論は、最後の段落でございますけれども、先ほど山本委員から御説明いただいたとおりでございます。

「2. 残留試験」ですが、これも先ほどフロルフェニコールの評価書、第3版で御説明した内容と同じでございますので、省略させていただきます。

7 ページ目をお願いします。「3. 安全性試験」でございます。ここも先ほど山本委員から御説明いただきましたように、対象動物に推奨用量を投与した安全性試験では、一般状態及び投与部位において、本製剤に関連する異常所見は見られませんでした。

10 ページ目に「Ⅲ. 食品健康影響評価」が記載されておりますけれども、結論につきましては、先ほど山本委員から御説明いただいたとおりでございます。

本件につきましては、よろしければ、明日、7月31日から8月29日までの30日間、国民からの意見・情報の募集を行いたいと考えております。その際、資料2-9のフロルフェニコール第3版の評価書を添付いたします。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしゅうございますか。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を肥料・飼料等専門調査会に依頼することとしたいと思います。

#### (4) その他

○佐藤委員長 ほかに議事はありませんか。

○矢田総務課長 ございません。

○佐藤委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週8月6日火曜日14時から開催を予定しております。

また、8月1日木曜日10時から「肥料・飼料等専門調査会」が公開で、14時から「ブロン専用調査会」が公開で、同じく1日の14時から「農薬専門調査会評価第三部会」が非公開で、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第751回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。